

一般競争入札「容量市場に係る業務設計支援業務及びシステム開発に係るPMO支援等業務委託」への質問に対する回答

電力広域的運営推進機関

No.	仕様書等該当箇所 (ページ、項目等)	質 問	回 答
1	仕様書P7 13. 着手期日及び完了期日 (1) 業務設計支援業務	業務設計支援業務の開始期日及び完了期日を確認させてください。 開始期日は平成30年5月上中旬、完了期日は平成30年10月下旬～11月上中旬となっています。 見積期間は6か月と考えれば良いですか。それとも、平成30年5月上旬から平成30年11月中旬で6.5か月と考えるべきですか。	契約期間は、契約締結日から6か月間とさせていただきます。
2	入札説明書 6. 技術審査のプレゼンテーション日時及び場所	平成30年4月10日(火)～4月13日(金)という記載ですが、日程を絞り込んでいただけないでしょうか。	技術審査のプレゼンテーションは、平成30年4月13日(金)午後を開催します。開始時間等詳細につきましては、個別に連絡させていただきます。
3	業務委託契約書(案) 16条	「委託契約書(案) 第16条 委託業務の対価の支払い」において、納入物の検査後に対価の支払いと記載されております。 業務設計支援は6カ月後の平成30年10月末、PMO支援は12カ月後の平成31年12月末に支払請求書の提出となりますか。 ただ、支援期間が長期となりますので、対価の支払いを、毎月または3カ月毎などに調整いただける可能性はありますか。	業務設計支援業務につきましては、支援業務終了後の支払となります。 PMO支援等業務につきましては、業務設計支援業務より長期になることから、以下の契約書様式記載に基づき、調整のうえ決定させて頂くことも可能です。 対価の支払いの前提となる納入物の提出期日について、委託契約書様式の別紙2-2「実施計画書(PMO支援等業務)」 「2. 納入物の完了期日(提出期日)」に記載のとおり、本機関と調整の上記載して頂くこととしております。 ただし、調整に関しては以下の前提でご協議をさせていただくことを想定しています。 ・業務設計支援業務と同程度継続的な支援周期期間毎(半期毎程度)での報告・お支払を想定していること。 ・期間を区分する場合の対価の支払いは、委託契約書記載の対価の総額を区分期間毎に按分した対価を基準に定めること。
4	仕様書 P14.業務委託スケジュール(予定)	PMO支援の開始は、平成31年1月からとなっておりますが、システムベンダー入札により開始時期が遅れることは無いとの認識でよろしいですか。 もし、PMO支援の委託開始が遅れた場合には、業務設計支援に従事した要員を確保できなくなるリスクがあるために確認させていただきます。	仕様書「13. 着手期日及び完了期日(予定)(2) PMO支援等業務」に記載のとおり、開発プロジェクトの工期により前後する可能性があります。 業務設計支援に従事した要員を確保できなくなる場合におきましては、仕様書「9. 業務遂行上の留意事項」に記載のとおり、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を確保して頂きますようお願いいたします。